

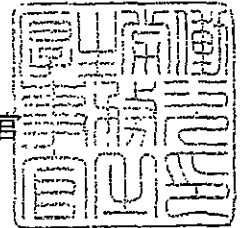


厚生労働省発老第0525001号

平成18年5月25日

都道府県知事 殿

厚生労働事務次官



平成18年度成果重視事業マンモグラフィ緊急整備事業費の国庫補助について

標記の国庫補助金の交付については、別紙「平成18年度成果重視事業マンモグラフィ緊急整備事業費補助金交付要綱」により行うこととされ、平成18年4月1日から適用することとされたので通知する。

別 紙

平成18年度成果重視事業マンモグラフィ緊急整備事業費補助金交付要綱

(通則)

1 成果重視事業マンモグラフィ緊急整備事業費補助金については、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年^{厚生省}_{労働省}令第6号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。

(交付の目的)

2 この補助金は、マンモグラフィによる乳がん検診（以下「マンモグラフィ検診」という。）の実施体制を緊急に整備し、市町村（特別区を含む。以下同じ。）において実施するマンモグラフィ検診を促進し、もって死亡率の減少並びに公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。

(交付の対象)

3 この補助金は、次に掲げる事業を交付の対象とする。

(1) マンモグラフィ緊急整備事業

平成17年3月31日老発第0331024号厚生労働省老健局長通知の別紙1「マンモグラフィ緊急整備事業実施要綱」（以下「マンモグラフィ緊急整備事業実施要綱」という。）により、次に掲げる者が行う事業

ア 都道府県が行うマンモグラフィ緊急整備事業

イ 次に掲げる者が行うマンモグラフィ緊急整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア) 市町村

(イ) 厚生労働大臣が適当と認める者

(2) マンモグラフィ撮影技師及び読影医師養成研修事業

平成17年3月31日老発第0331024号厚生労働省老健局長通知の別紙2「マンモグラフィ撮影技師及び読影医師養成研修事業実施要綱」により、都道府県が行う事業

(3) マンモグラフィ緊急整備事業（平成17年度からの繰越事業分）

「マンモグラフィ緊急整備事業実施要綱」により、次に掲げる者が行う事業

ア 都道府県が行うマンモグラフィ緊急整備事業

イ 次に掲げる者が行うマンモグラフィ緊急整備事業に対し、都道府県が補助する事業

(ア) 市町村

(イ) 厚生労働大臣が適当と認める者

(交付の対象除外費用)

4 この補助金は、次に掲げる費用については、交付の対象としない。

(1) 乳房エックス線撮影装置の設置に伴う建造物の改修及び車庫の建設等に要する費用

(2) その他緊急整備事業として適当と認められない費用

(交付額の算定方法)

5 この補助金の交付額は、次の(1)から(3)により算出された額とする。ただし、事業ごとに(1)及び(2)については、設置ごとに算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

(1) 3(1)ア及び3(3)アの事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを設置ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

(2) 3(1)イ及び3(3)イの事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを設置ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額と都道府県が補助した額とを比較して少ない方の額の合計額を交付額とする。

(3) 3 (2) の事業

ア 次の表の第2欄に定める基準額と第3欄に定める対象経費の実支出額とを事業ごとに比較して少ない方の額を選定する。

イ アにより選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に第4欄に掲げる補助率を乗じて得た額の合計額を交付額とする。

1 区分	2 基準額	3 対象経費	4 補助率
マンモグラフィ緊急整備事業費	設置の型式により次のとおりとする。 (1)据置型 30,000千円 (2)検診車搭載型 ア マンモグラフィ装置1台を検診車1台に登載する場合の装置1台及び検診車1台の経費 30,000千円 イ アの設置の形式にマンモグラフィ装置をもう1台搭載する場合の装置1台の経費 30,000千円	マンモグラフィ緊急整備事業に必要な備品購入費	2分の1
マンモグラフィ撮影技師及び読影医師養成研修事業費	厚生労働大臣が必要と認めた額	マンモグラフィ撮影技師及び読影医師養成研修事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、食料費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、広告料）、委託料、使用料及び賃借料、負担金	2分の1

マンモグラフィ緊急整備事業費 (平成17年度からの繰越事業分)	設置の型式により次のとおりとする。 (1)据置型 厚生労働大臣が必要と認めた額 (2)検診車搭載型 ア マンモグラフィ装置1台を 検診車1台に搭載する場合の 装置1台及び検診車1台の経費 厚生労働大臣が必要と認めた額 イ アの設置の形式にマンモグラフィ装置をもう1台搭載する場合の装置1台の経費 厚生労働大臣が必要と認めた額	マンモグラフィ緊急整備事業に必要な備品購入費	2分の1
------------------------------------	---	------------------------	------

(交付の条件)

6 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業に要する経費の配分の変更（それぞれの区分（マンモグラフィ緊急整備事業費（平成17年度からの繰越事業分）を除く。）の配分額のいずれか低い額の10%以内の変更を除く。）を要する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

なお、直接補助事業と間接補助事業の間での経費の配分の変更は認めない。

(2) 事業の内容の変更（ただし、軽微な変更を除く。）をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

(4) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに厚生労働大臣に報告して、その指示を受けなければならない。

- (5) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (6) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (7) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (8) 補助金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式による調書を作成し、これを事業の完了の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間（以下「事業完了後5年間」という。）保管しておかなければならない。
- (9) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第4号様式により速やかに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

- (10) この補助金に係る補助金の交付と対象経費を重複して、他の補助金並びにお年玉付き郵便葉書等寄付金配分金、日本自転車振興会又は日本小型自動車振興会若しくは日本船舶振興会の補助金の交付を受けてはならない。
- (11) 都道府県は、間接補助金を間接補助事業者に交付する場合には、次に掲げる条件を付さなければならない。

ア (1) から (4) 、 (6) 、 (7) 及び (10)

この場合において「事業」とあるのは「間接補助事業」と、「厚生労働大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「国庫」とあるのは「都道府県」と読み替えるものとする。

イ 間接補助事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円（地方公共団体以外の者にあつては30万円）以上の機械及び器具については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、都道府県知事の承認を受けないで、こ

の補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ウ 間接補助事業者が市町村の場合においては、この間接補助金と間接補助事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした第1号様式に準じた調書を作成し、これを事業完了後5年間保管しておかなければならない。

エ 間接補助事業者が市町村以外の場合においては、間接補助補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後5年間保管しておかなければならない。

オ 地方公共団体以外の者が間接補助事業を行うために締結する契約については、一般競争入札に付するなど都道府県又は市町村が行う契約手続きの取扱に準拠しなければならない。

カ 間接補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により間接補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、第4号様式に準じた報告書を作成し、速やかに都道府県知事に報告しなければならない。

なお、間接補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申請内容に基づき報告を行うこと。

また、都道府県知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を都道府県に納付させることがある。

(12) (11)により付した条件に基づき都道府県知事が承認又は指示をする場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認又は指示を受けなければならない。

(13) 間接補助事業者から財産の処分による収入の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(14) 都道府県は、国から概算払によりこの間接補助金に係る補助金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた補助金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。

(15) 間接補助事業者が(11)により付した条件に違反した場合には、この補助金の全部又は一部を取り消すことがある。

(申請手続)

7 この補助金の交付の申請は、第2号様式による申請書に関係書類を添えて、厚生労働

大臣の定める日までに厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

- 8 この補助金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、7に定める申請手続に従い、平成19年1月末日までに行うものとする。

(交付決定までの標準的期間)

- 9 厚生労働大臣は、交付申請書が到達した日から起算して原則として2月以内に交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

(補助金の概算払)

- 10 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(実績報告)

- 11 この国庫補助金の事業実績報告は、事業の完了した日から起算して1か月を経過した日（6の（3）により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日）又は平成19年4月10日のいずれか早い日までに第3号様式による報告書を厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(補助金の返還)

- 12 厚生労働大臣は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

- 13 特別の事情により5、7、8及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ厚生労働大臣の承認を受けてその定めるところによるものとする。

第1号様式

平成18年度補助金調書

厚生労働省所管

(地方公共団体名)

国			地 方 公 共 団 体										備 考
歳 出 予 算 科 目	交 付 決 定 額	補助率	歳 入			歳 出							
			科 目	予算現額	収納済額	科 目	予 算 現 額	うち国庫 補 助 金 相 当 額	支 出 済 額	うち国庫 補 助 金 相 当 額	翌 年 度 繰 越 額	うち国庫 補 助 金 相 当 額	
(項)保健衛生諸費	円			円	円		円	円	円	円	円	円	
(目)成果重視事業マンモグラフィ緊急整備事業費補助金													

- 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 「予算現額」は、歳入にあつては当初予算額、補正予算額等の区分を、歳出にあつては、当初予算額、補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 「備考」は、参考となるべき事項を適宜記載すること。
- 平成17年度から繰越しを行った事業については、「(目)成果重視事業マンモグラフィ緊急整備事業費補助金」の後に「(平成17年度からの繰越分)」と明記すること。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 18 年度成果重視事業マンモグラフィ緊急整備事業費
補助金の交付申請書について

標記について、次により国庫補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請する。

- 1 国庫補助申請額 金 円
- 2 事業の種類
- 3 経費所要額調（別紙（1）のとおり）
- 4 事業実施計画書（別紙（2）のとおり）
- 5 添付書類

（1）歳入歳出予算書（見込書）抄本（当該補助事業の支出予定額を備考欄に記入すること）

（2）その他参考となる書類

（注）平成 17 年度から繰越しを行った事業については、「平成 18 年度成果重視事業マンモグラフィ緊急整備事業費補助金」の後に「（平成 17 年度からの繰越分）」と明記すること。

別紙(1)

経費所要額調

(都道府県名)

区 分	(A) 総事業費	(B) 寄付金その他の収入額	(C) 差 引 額 (A) - (B)	(D) 対象経費の 支出予定額	(E) 基 準 額	(F) 選 定 額	(G) 都道府県 補助 額	(H) 国庫補助 基 本 額	(I) 国庫補助 所 要 額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
記載例 (直接補助事業の場合) マンモグラフィ撮影技師 及び読影医師養成研修事 業 (間接補助事業の場合) マンモグラフィ緊急整備 事業 ○ ○ 検診機関 ○ ○ 診療所 合 計									

(注) 1 「区分」欄には、交付の対象となる事業の名称及び施設名を記載すること。

2 「選定額」欄には、(D)と(E)を比較して少ない方の額を記入すること。

3 直接補助事業の場合

(1) 「国庫補助基本額」欄には、(C)と(F)を比較して少ない方の額を記入すること。

(2) 「国庫補助所要額」欄には、(H)欄に記載された額に2分の1を乗じて得た額を記入すること。

ただし、それぞれの事業について事業ごとに1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

4 間接補助事業の場合

(1) 「国庫補助基本額」欄には、(C)と(F)を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額を記入すること。

(2) 「国庫補助所要額」欄には、(H)欄に記載された額を記入すること。

ただし、それぞれの事業について事業ごとに1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

別紙（２）

事業実施計画書

（都道府県名）

（１）マンモグラフィ緊急整備事業費

設置施設名及び住所、検診車による検診実施の時は検診市町村名	対象者数（人）	延検査実施予定回数 （回）	延受診予定人員 （人）
計			

（２）マンモグラフィ撮影技師及び読影医師養成研修事業

研修施設名及び住所	対象人員（人）	開催予定回数（回）	延参加予定人員 （人）

注） 延参加予定人員は受講人員である。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成18年度成果重視事業マンモグラフィ緊急整備事業費
補助金の事業実績報告書について

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号で交付決定を受けた標記
について次のとおり関係書類を添えて報告する。

1 国庫補助精算額 金 円

2 事業の種類

3 経費所要額精算書（別紙（1）のとおり）

4 事業実績報告書（別紙（2）のとおり）

5 添付書類

（1）歳入歳出決算書（見込書）抄本（当該補助事業の決算額を備考欄に記入すること）

（2）契約書の写し、検収調書の写し

（3）その他参考となる書類

注）平成17年度から繰越しを行った事業については、「平成18年度成果重視事業マンモグラフィ緊急整備事業費補助金」の後に「（平成17年度からの繰越分）」と明記すること。

経費所要額精算書

(都道府県名)

区 分	(A) 総事業費	(B) 寄 付 金 その他の 収 入 額	(C) 差 引 額 (A) - (B)	(D) 対象経費 の実支出 額	(E) 基 準 額	(F) 選 定 額	(G) 都道府県 補 助 額	(H) 国庫補助 基 本 額	(I) 国庫補助 所 要 額	(J) 国庫補助 交 付 決 定 額	(K) 国庫補助 受入済額	(L) 差引過△ 不 足 額 (K) - (I)
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
記載例 (直接補助事業の場合) マンモグラフィ撮影技師 及び読影医師養成研修事 業												
(間接補助事業の場合) マンモグラフィ緊急整備 事業 ○ ○ 検診機関 ○ ○ 診療所												
合 計												

(注) 1 「区分」欄には、交付の対象となる事業の名称及び施設名を記載すること。

2 「選定額」欄には、(D)と(E)を比較して少ない方の額を記入すること。

3 直接補助事業の場合

(1) 「国庫補助基本額」欄には、(C)と(F)を比較して少ない方の額を記入すること。

(2) 「国庫補助所要額」欄には、(H)欄に記載された額に2分の1を乗じて得た額を記入すること。

ただし、それぞれの事業について事業ごとに1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

4 間接補助事業の場合

(1) 「国庫補助基本額」欄には、(C)と(F)を比較して少ない方の額に2分の1を乗じて得た額と(G)とを比較して少ない方の額を記入すること。

(2) 「国庫補助所要額」欄には、(H)欄に記載された額を記入すること。

ただし、それぞれの事業について事業ごとに1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切捨てるものとする。

別紙（２）

事業実績報告書

（都道府県名）

（１）マンモグラフィ緊急整備事業費

設置施設名及び住所、検診車による検診実施の時は検診市町村名	対象者数（人）	延検査実施回数 （回）	延受診人員（人）
計			

（２）マンモグラフィ撮影技師及び読影医師養成研修事業

研修施設名及び住所	対象人員（人）	開催回数（回）	延参加人員（人）

注） 延参加人員は受講人員である。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事 印

平成 1 8 年度消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書

平成 年 月 日厚生労働省発老第 号により交付決定
を受けた平成 1 8 年度成果重視事業マンモグラフィ緊急整備事業費補助
金について、平成 1 8 年度成果重視事業マンモグラフィ緊急整備事業費
補助金交付要綱 6 (9) の規定に基づき、下記のとおり報告する。

記

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 3 0 年法
律第 1 7 9 号）第 1 5 条に基づく額の確定額又は事業実績報告額
金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費
税に係る仕入控除税額（要国庫補助金返還相当額）
金 円

注 1) 別添参考となる書類（2 の金額の積算内訳等）

注 2) 平成 1 7 年度から繰越しを行った事業については、「平成 1 8
年度成果重視事業マンモグラフィ緊急整備事業費補助金」の後
に「（平成 1 7 年度からの繰越分）」と明記すること。